

若手アカデミー運営要綱

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

(総則)

第 1 条 日本学術会議会則(令和 8 年日本学術会議会則第 1 号。以下「会則」という。)

第 6 0 条に基づく若手アカデミーの運営は、この要綱の定めるところによる。

(任務)

第 2 条 若手アカデミーは、広く内外の若手科学者との連携を図りつつ、次の活動を行うものとする。

- (1) 若手科学者の視点を活かした意思の表出等の発信
- (2) 若手科学者ネットワークの運営
- (3) 若手科学者の意見収集と問題提起
- (4) 若手科学者の国際交流
- (5) 産業界、政府及び地方公共団体、NPO 等各種団体との連携
- (6) 科学教育の推進
- (7) その他若手アカデミーの目的の達成に必要な事業

(若手アカデミー会員)

第 3 条 若手アカデミーは、期ごとに会員又は連携会員(会則第 4 3 条第 2 項に基づき委嘱された連携会員(以下「連携会員(特任)」という。))を含む。以下、「若手アカデミー会員」という。)をもって組織する。

- 2 若手アカデミー会員は、満 4 5 歳未満(ただし、次項に規定する構成を満たすために特段の必要がある場合にあつては満 5 0 歳未満)である会員又は連携会員のうち、積極的な参加意思を持つ者の中から、役員会が日本学術会議法(令和 7 年法律第 7 0 号)第 1 条に定める目的を若手アカデミーの活動を通じて達成しうると認められる者を選考し、決定する。
- 3 若手アカデミー会員の構成については、年齢及び所属する機関の地域バランスを考慮しつつ、学問分野及び性別の構成が偏らないように配慮するものとする。
- 4 一人の会員又は連携会員が若手アカデミーに所属する期間が通算 9 年に達した場合又は満 4 5 歳(第 2 項のただし書きの場合にあつては満 5 0 歳)に達した場合には、その期をもって若手アカデミーへの所属を終えるものとする。ただし、この通算期間には、連携会員(特任)として若手アカデミーに所属する期間を含まないものとする。

(若手アカデミー会議)

第 4 条 若手アカデミーは、若手アカデミー会議を開催する。

- 2 若手アカデミー会議は、互選により構成員の中から代表 1 名を選出する。代表は若手アカデミー会議を主宰する。

- 3 代表は、若手アカデミー会議の承認を得て、副代表1名、幹事2名を指名する。当該代表の任期は、日本学術会議の期の末日までとする。
- 4 若手アカデミー会議は、代表が招集する。ただし、初回は日本学術会議会長が招集する。
- 5 代表は、若手アカデミー会議に役員会の構成員の出席を求めることができる。

(その他の下部組織)

- 第5条 若手アカデミーに、運営分科会を置き、若手アカデミーの日常の活動に関する事項を審議する。
- 2 運営分科会は、代表、副代表、幹事及び次項に定める若手アカデミー分科会の委員長で構成する。
 - 3 若手アカデミーに、特定のテーマに関する検討を行うため、若手アカデミー分科会を置くことができる。
 - 4 若手アカデミー分科会の設置は、運営分科会が役員会に提案し、承認を得る。また、その構成員については、運営分科会が若手アカデミー会員の中から選考し、会長に推薦して、承認を得るものとする。
 - 5 若手アカデミー分科会は、見解又は報告を取りまとめ、意思の表出対応委員会の承認を得て、若手アカデミーを表出主体として発出することができる。

(留意事項)

- 第6条 若手アカデミーの事業は、法令及び規則等並びに若手アカデミーの主旨に反しない範囲において、その自主的判断に任せるものとする。

(庶務)

- 第7条 若手アカデミーの庶務は、事務局国際部の協力を得て、審議部において処理する。

(準用等)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、若手アカデミーの運営に関し必要な事項は若手アカデミーが定める。
- 2 別段の定めのある場合を除き、日本学術会議関係法令における「委員会」に関する規定は若手アカデミー会議に、「分科会」に関する規定は運営分科会及び若手アカデミー分科会に準用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。